

令和4年4月27日

明道小学校 保護者の皆様

明道小学校 校長 後藤世志哉

### 携帯電話・SNSの利用についてのお願い

昨年度より携帯電話（SNS）利用トラブルの相談が寄せられています。内容は、「他県のSNS仲間につけまわされている」「顔見知りの友だちと、SNS上でトラブルが起きている」「ゲーム代として知らない間に、高額の金銭請求があった」等です。さらに、「他県において」は、不適切な画像を送付してしまい、住所等の個人情報が拡散し、大きな心労を子どもが背負う事件が、発生しています。

本校では、そのような状況を受け、専門家による人権教育や都城警察署による、非行防止教室、携帯会社による、スマホ携帯安全教室を実施し、事件発生予防に努める計画です。

もちろん、人権的に問題のある発言（相手をなじるような発言）や、罪に問われるような発言（脅し言葉）等が、「本校の子ども同士で発生」した場合、学校でも指導は行われます。しかし、携帯電話自体が個人情報源であり、学校職員による、内容等の確認操作は権限外であること、被害・加害相手が本校児童以外の方である場合は、学校では捜査権限・能力はないこと等、学校による、携帯電話・SNS事件の抑止力には「限界」があります。

**そう考えますと、次のことが、子どもを守るポイントになります。**

- ① 携帯電話は与えない。与えるとしたら、GPS携帯（子ども見守り携帯）とする。
- ② 携帯電話を与えるなら、フィルタリングを、店舗で確実に行った上で与える。
- ③ 携帯電話を与えるなら、メールやSNS等で、不適切な言動が行われていないか、動画配信アプリ（Youtube、TikTok等）などで、不適切な動画アップロード等が行われていないかなどを、保護者が「確認する権限」を有する「約束」をして、与える。
- ④ 携帯電話を与えるなら、使用時間の約束を行い、「充電」は、居間など、保護者の目の届くところでしか行わせないことを約束して、与える。（夜、こっそり使うことを防ぐため）
- ⑤ SNS上で、見知らぬ相手との、大きな人権トラブルが発生したら、速やかに「都城警察署（担当：生活安全課）に連絡」して、助けを求める。

なお、都城市の全小学校では、「携帯電話、スマートフォン等は、小学生は、【原則として所持しない（購入しない）】と定められていることを承知ください。また、これまでの経験から、事件があったからと言って、「一度与えた携帯を取り上げることは、親子関係において、「ほぼ不可能である」ことも、承知ください。

以上、述べたとおり、携帯電話所持・SNSの活用については、多くの問題発生のおそれがありますので、強い留意が必要です。

また、ゲーム機などによるSNS活用も進んでおり、携帯電話がなくても、Wi-Fi環境とゲーム機などの機器があれば、同様の連絡が可能であり、それを通じた問題も同様に発生し続けていることを承知ください。

なお、本校において、許可なく、携帯電話の「持込」が発生した場合、没収し保管後、保護者に返却することとしておりますので、申し添えます。

**大人、みんなで、子どもを守る、「強い意思」が、必要な時代になりました。**